

電子複写機仕様書(モノクロデジタル複合機／40枚)

1.基本性能		証明
(1) 規格	①デジタル複合機(未使用のもので、当該機器の最新機種に限る。リユース機及びリサイクル機は不可。)	
	②40枚機以上60枚機未満の機器であること。	
(2) 型式	①コンソールタイプ又は専用台付デスクトップ式であること。	
	②電源は、AC100V・15Aの1電源で対応できること。	
(3) 機能	①コピー機能、ネットワークプリンタ機能、ネットワークスキャナ機能を有すること。	
	②コピー、プリンタ等の排紙先が2箇所以上あること。	
	③省電力時にプリンタの出力が可能であること	
	④機器の使用に関しては、タッチパネル又はワンタッチボタンで操作できること。	
	⑤フィニッシャー機能、デジタルソート機能を有し、帳合、ステープル、パンチ穴あけが可能なこと。	
	⑥ネットワーク等を経由して故障時の自動通知とトナーの自動配送及び自動検針が行えること。ただし、通知に使うネットワーク等において職員のパソコンを経由させないこと。ネットワークスキャナ等で複写機内に取り込んだ文書データ等が校外に送信されないものであり、自動通知・自動配送に限定した送信のみで、受信がないこと。	
	⑦プロキシ経由で通信設定ができること。	
	⑧通信方法がHTTPもしくはHTTPSであること。	
(4) 複写サイズ	①A3から葉書サイズの印刷が可能であること。	
(5) 給紙	①A4、A3、B4、B5の4種類用の紙を常時セットできる用紙トレイを4段以上装備していること。また、マルチ手差しトレイを装備していること。	
	②古紙配合率70%以上の再生紙に対応可能であること。	
(6) ハードディスク・メモリ	①150GB以上のハードディスク(SSDを含む)あるいは2GB以上のメモリを搭載していること。	
(7) 原稿送り装置	①最大A3サイズまで搬送可能な自動両面原稿送り装置を装備していること。	
(8) 使用枚数管理	①使用枚数を適正に管理するカウンタ機能を有すること。	
	②プリンタ出力枚数に関しては、用紙片面1枚を1カウントとしてカウントすること。また、実出力枚数のみをカウントするものとし、取り消ししたジョブ等はカウントしないこと。	
	③スキャナの使用に関しては、カウントしないこと。	
(9) 環境対応	①国際エナジースタープログラムに適合していること。	
	②グリーン購入法(複写機)に適合していること。	
	③エコマーク(No. 155複写機基準)に適合していること。	
(10) セキュリティ	①使用貸借期間満了後は、ハードディスク(SSDを含む)及びメモリ内のデータが漏洩しないよう、データ処理を受注者の責任で確実に行うこと。	
	②使用貸借期間満了後に当該複写機内のデータが漏洩した場合、一切の責任は受注者が負うこと。	
	③デジタル複合機のOSはWindows系のOSを使用しないこと。	
	④パソコンとデジタル複合機間では、プリンタ及びスキャンデータ送信以外の通信は行えないものとする。	
	⑤コピー、プリント、スキャン等により複合機内に一時的に蓄積されたデータは、消去あるいは暗号化できること。	

(11) 電波障害	①VCCIクラスA又はクラスBに適合していること。ただし、クラスAの場合に他の機器に電波障害が発生した場合は、直ちに適切な対策を講じること。	
(12) リモート管理	①各種機能、設定について、リモート管理できる機能を有すること。	
2. コピー機能		
(1) 複写速度	①片面の複写速度が40枚/分(A4横)以上であること。	
(2) 解像度	①600dpi/256階調/モノクロ2値2階調以上の解像度を有すること。	
(3) ファーストコピータイム	①5.0秒以下であること。	
(4) 機能	①自動両面複写機能を有すること。	
	②回転コピー機能及び回転縮小機能を有すること。	
	③25%～400%まで1%刻みで任意に拡大縮小が可能であること。	
	④ページ番号やスタンプ等の印字機能を有すること。	
	⑤割り込み印刷機能を有すること。	

3. ネットワークプリンタ機能		
(1) プリント速度	①片面の複写速度が40枚/分(A4横)以上であること。	
(2) 解像度	①600dpi相当以上の解像度を有すること。(600dpiスムージング機能によるものでも可。)	
(3) 対応OS	①プリンタドライバ及びプリンタユーティリティは、windows10以降に対応し、ライセンスフリーであること。	
(4) 対応プロトコル	①TCP/IP対応であること。	
(5) インターフェース	①100BASE-TXに対応したネットワークインターフェースを有すること。	
(6) その他	①パソコン上から両面印刷、集約印刷、ソート、ステープル等の印刷指示ができること。	
	②原則デジタル複合機のみで上記機能を実現し、他に機器やソフトウェアを必要としないこと。もし、ソフトウェアを必要とする場合、パソコンのメモリに常駐しないこと。また、ソフトウェアはライセンスフリーかパソコン1台につき1ライセンスを受注者で用意すること。	

4. ネットワークスキャナ機能		
(1) スキャン速度	①モノクロの片面のスキャン速度が40枚/分(A4横)以上であること。	
(2) 解像度	①600dpi/256階調/モノクロ2値2階調以上の解像度を有すること。ただし、初期設定値は200dpiとし、使用の都度、簡単に変更できること。	
(3) スキャナドライバ及びスキャナユーティリティ	①スキャナドライバは、Windows10以降に対応すること。また、ネットワークTWAIN完全に準拠すること。	
	②TCP/IPプロトコルを使用し、パソコン・ネットワークスキャナ間の通信を行えること。	
	③スキャンしたデータは、PDF及びマルチページTIFFのファイルフォーマットに変換できること。初期設定はマルチページPDFとすること。	
	④スキャンしたデータは、JPEG、PDF、TIFF等の形式で、ActiveDirectory環境ネットワーク内のデータフォルダ、又はコピー機に直接接続したUSBメモリに保存できること。	
	⑤④のデータ宛先は、100件登録できること。	
(4) インターフェース	①100BASE-TXに対応したネットワークインターフェースを有すること。	
(5) その他	①原則デジタル複合機のみで上記機能を実現し、他に機器やソフトウェアを必要としないこと。もし、ソフトウェアを必要とする場合、パソコンのメモリに常駐しないこと。また、ソフトウェアはライセンスフリーかパソコン1台につき1ライセンスを受注者で用意すること。	
	②本体に保存されたスキャンデータについては、消去までの時間を設定できること。初期設定は1日とすること。	